

作成基準【文部科学省 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（令和2年3月24日）】

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
(令和2年5月22日)】

【宍粟市 学校における新型コロナウイルス感染症対策について(令和2年5月)】

山崎東中学校感染症対策ガイドライン〈概要版〉(2020年10月改正)

1 ねらい

文部科学省学校再開ガイドラインと宍粟市のガイドラインに基づき、感染症対策を徹底し、学校生活を安全に円滑に送らせる。

2 基本的な感染症対策の実施

- 健康を守るために、感染症予防行動を学び、実践することが大切である。
- 健康の保持増進のために、規則正しい生活習慣を身に付けることが大切である。
- 友だちや家族の体調を気遣う等、思いやりの気持ちをもつことが大切である。

(1) 体調の確認と対応

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる生徒は、自宅で休養する。

※朝食前に検温した体温を平熱とする。平熱+1℃の場合は発熱があるとみなす。

【家庭で】・朝の健康観察、検温の実施・・・健康観察カードに記入する。

体調不良の症状がある生徒は、登校をせず、自宅で休養する。

症状によっては、以下に連絡をする。

*かかりつけ医

*帰国者・接触者相談センター（龍野健康福祉事務所）TEL 0791-63-5140

【学校で】・登校前に検温できなかった生徒については、部活動の朝練習前及び登校時に、保健室前での検温を実施する。

・健康観察カードは、毎朝、各学年担当へ提出

・健康観察カードを確認し、欠席者および経過観察が必要な生徒の確認をする

(管理職・養護教諭・学年担当・部活動顧問)

・授業中、休み時間も、授業者や学年担当で健康観察を行う。経過観察が必要な生徒や、体調不良を訴える生徒がいるときは、保健室へ連絡する。

(2) 集団感染のリスクへの対応

「密閉空間」「近距離の会話」「密集」を避けることを徹底し、学級指導・保健指導・学年だより・保健だより・個別指導等で指導をする

①基本的な感染症対策の実施

- ・手洗い（活動が終わるごとに、石けんでこまめに洗う）
- ・咳工チケット（マスクの着用）
- ・水分のこまめな補給（休み時間ごとの補給）

②換気の徹底と衣服の調整

- ・教室等では、常に2方向以上の窓やドアを開け換気をする
- ・休み時間には、5～10分間、窓やドアをできる限り開けて換気をする。
- ・気候に合わせた衣服を調整する
- ・座席を離して、近距離での会話や接触の機会を可能な限り回避する。

③清掃による環境衛生の保持

- ・生徒下校後に、消毒用工タノールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使い、消毒する。
(教室・トイレのドアノブ、手すり、スイッチなど)

④抵抗力を高める生活の実施

- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

(3) 学校で体調不良者が確認された場合の具体的な対応

①授業中に体調不良を訴える

保健室前で体温を測定し、健康観察を行う。

(明らかな体調不良がみられるときは、すぐに保健室南側へ入る)

①発熱(平熱から判断) ※平熱+1℃

②のどが痛い

③強いだるさがある

④咳をしている

⑤かぜのような症状がある

そのほかの症状

・保健室で休養

・教室へ戻る

症状あり

・保健室南側で待機し、保護者の
お迎えを要請し、自宅で休養する。

3 出席停止について

(1)出席停止として扱うもの

①生徒等の感染が判明した場合

「登校許可書」の提出については、医師が記入し、保護者が学校に提出する。

②生徒等が感染者の濃厚接触者に認定された場合

出席停止の期間の基準・・・龍野健康福祉事務所保健所に指示される期間（めやす2週間）

保護者から学校へ連絡をしてもらう。

③生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

出席停止の期間の基準・・・龍野健康福祉事務所保健所に指示される期間

保護者から学校へ連絡をしてもらう。

④児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるとき

保護者から学校へ連絡をしてもらい、自宅でゆっくり休養する。

この場合の出欠の扱いについては、出席停止として扱うことができ、出席停止の期間はかかりつけ医に相談をし対応する。

4 生徒の心のケア

- ・学級担任や学年担当、養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察をおこなう。
- ・生徒の状況を的確に把握する。
- ・健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行う
- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウィルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。

5 学校給食に関すること

- ・給食の配食を行う生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・生徒全員が食事の前の手洗いを徹底すること。
- ・会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応をする。